

令和4年度

第6回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 6 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和4年8月18日(木)午後2時00分から午後2時50分

2 開催場所 ペガサート 6階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員(19人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子

7番 大塚 師輝 8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代

10番 小村 寿文 11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘

15番 深井 暁美 16番 堀場 正明 17番 美尾 明

18番 望月 均 19番 森田 早苗

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 非農地証明申請について

議案第37号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第22号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消について

報告第25号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

5 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

6 会議の概要

議長 ただいまから令和4年度第6回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日、

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 3番 内野 清己委員、4番 海野 光祥委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第34号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第34号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり10件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号37番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことでした。

5番 以上、職員から説明がありました1件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号38番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及びました。なお、当該法人は農地所有適格法人の要件を具備していることを確認しております。整理番号39番から42番、駿河区の案件です。こちらの4件ですが、申請地は隣接しており、譲受人が同一であるため、まとめて説明させていただきます。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、整理番号40番は贈与、その他3件は売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は、所有している農地の隣接地が不耕作となっているため、経営規模を拡大したく、取得を希望していたところ、各所有者と話がまとまり申請に及びました。整理番号43番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、親から子への使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、この親子間では、すでに経営移譲がなされており、親は特例賦課年金を受給中です。親が相続で新たに農地を取得しましたが、すべての農地の使用権が子に設定される必要があることから、今回の申請に及びました。整理番号44

番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるということで、申請に及びました。

8番 以上、職員から説明ありました7件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号45番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲渡人は市外に住んでおり耕作ができないため、譲受人と話がまとまり申請に及んだものです。整理番号46番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲渡人は市外に住んでおり耕作ができないため、隣地で耕作している方と話がまとまり申請に及んだものです。

4番 以上、職員から説明がありました2件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番 37番について、譲受人の居住地と申請地が少し離れており、高齢の方が1人で耕作するようだが、何を耕作する予定か？

事務局 まず、耕作者についてですが、申請上、耕作者は1人となっていますが、常時7人程度臨時で雇用しております。また、申請地の近くで古民家カフェを営んでおり、耕作したものをそちらで提供予定です。

議長 この方は県外から来られた方ですか？

事務局 そうです。現在、県外の農地については他の方に任せています。

議長 発言もないようですので、議案第34号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第34号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第35号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり6件でございます。

議長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号

46を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願いします。

(委員 退席)

議長 それでは、地区審査会を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号46番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請人は、建設業を営んでいる法人です。申請事由ですが、申請人が公共工事の建設残土、一時堆積場を探していたところ所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。盛土のストックは常時970m<sup>3</sup>以内を保つということで、県盛土対策課に問い合わせ、許可対象外であることを確認済みです。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。周囲の関係各所については説明し了承を得ているとのこと。です。

4番 以上、整理番号46番につきましては、現地調査を実施しましたので、説明させていただきます。まず法人について確認しました。駿河区に会社を構え社員は40人ほど、土木工事を中心に道路舗装工事など公共工事を請け負っている会社であるとのこと。今回の申請では、公共工事の建設土の一時置き場として使用します。建設残土の持ち込み量は、最高970m<sup>3</sup>、高さは1mほどになります。2トン車、4トン車で土を持ち込み、10トン車で運び出します。土の量は、常駐職員により日報記録にて管理し、現場の車両については、パワーシャベル1台を常備し土をならします。土の品質については半年か1年に1度土壌検査を実施し、管理します。被害防除については、3方に土留めコンクリートを3段に積み、道路側は鉄板壁を設置します。土の飛散防止には水を撒き、道路への土の飛散についても水たまりを作りそれを通して外に出るなどの工夫をするとのこと。排水については自然浸透の他、南側水路、道路側の排水路に流します。周辺地域の施設、裏の畑の所有者、部農会には了承を得ているとのことでした。なお、自治会は所属がないとのことでした。

以上、3班として特に問題はないと思われま。るので許可相当と判断させていただきました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

- 1 1 番 残土一時堆積場とのことですが、搬入される土はどのような土なのか？
- 4 番 道路工事や水道管工事が出る土です。
- 事 務 局 土は公共工事が出た建設残土です。工事が出たコンクリート片などは取り除かれた状態の土を搬入します。
- 1 1 番 工事現場でコンクリート片などを仕分けし、取り除いた土だけを持ってくることが実際可能なのか疑問を感じる。コンクリートやアスファルトが含まれた残土というと産業廃棄物とみられるため、住民への理解は確実に求め、法令は確実に順守するよう申請者には伝えてもらいたい。
- 事 務 局 申請者に伝えます。
- 1 5 番 残土一時堆積場とあるが、ここに持ってきた土はその後どこかに持っていくのか？
- 事 務 局 一時堆積場ですので、工事が出た土を次の現場に持っていくまでの一時仮置き場です。
- 議 長 売買による所有権移転ということは、ずっと繰り返し残土置き場として使うのか、それとも本当に一時使うのみで最終的には農地などに戻すようなことがあるのか？
- 事 務 局 農地の戻すことはなく、残土の一時仮置き場として繰り返し使用していく予定です。
- 議 長 発言もないようですので、議案第35号中整理番号46について、原案のとおり決定してよいでしょうか。
- (異議なし)
- 議 長 議案第35号中整理番号46は、原案のとおり決定いたしました。  
一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。
- (委員 着席)
- 議 長 それでは、議案第35号中整理番号46を除く5件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。
- 事 務 局 1班です。整理番号42番、43番は、同一案件のため併せて説明いたします。清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長と共に手狭になり所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。整理番号43番については、母親がトラック運転手ため駐車場スペースを確保したく、同一

所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われ  
ます。整理番号44番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通  
畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、個人で水道設備業を営  
んでおりますが、資材置場が数カ所に点在しており1カ所に集約し、事業の効率化  
を図りたく所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分  
は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題  
ないと思われ  
ます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われ  
ます。

5番 以上、職員から説明がありました3件については、1班としては許可相当と判断  
しました。ご審議よろしくお願  
いします。

事務局 2班です。整理番号45番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は  
普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、現在、申請地に隣  
接する住宅を所有しており、物干場が手狭なため所有者に相談したところ、話しが  
まとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の  
被害防除、排水等については特に問題なく、転用面積も適当と思われ  
ます。

8番 以上、職員から説明がありました1件については、2班としては許可相当と判断  
しました。ご審議よろしくお願  
いします。

事務局 3班です。整理番号47番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況  
は普通畑で使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在の賃貸アパー  
トでは手狭となるため、父の土地に自己用住宅を建てたいと考え、申請に及んだ  
ものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水  
等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われ  
ます。

4番 以上、職員から説明がありました1件については、1班としては許可相当と判断  
しました。ご審議よろしくお願  
いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある  
方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第35号中整理番号46を除く5件について、原  
案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第35号中整理番号46を除く5件は、原案のとおり決定いたしました。し  
たがいまして、議案第35号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第36号朗読】**

申請は6ページに記載のとおり4件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号15番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、平成10年に、申請者本人が作業所を建築し現在に至り、証明基準「2」の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年8月1日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地等を確認していただきました。

5番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号16番、駿河区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、平成12年より耕作されない状態が続き、現在に至り、証明基準「5」の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年7月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。

8番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号17番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。申請地は山林に囲まれた急傾斜地で昭和39年にはすでに森林化し現在に至ります。証明基準「5」の耕作されない状態が続いたことにより森林原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和4年8月1日に、農業委員立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。整理番号18番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和17年、現在の所有者の父が製茶工場を建築。その後倉庫として利用され現在に至ります。証明基準「2」の建築物等が設置されている土地に該当します。令和4年8月1日に、農業委員立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。

4番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。



議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第36号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第36号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第37号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第37号朗読】**

申出は8ページに記載のとおり1件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 整理番号22です。こちらの生産緑地は令和元年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農業に従事していました。7月29日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました

議 長 ただいまの議案第37号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第37号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第37号は、原案のとおり承認いたしました。

議 長 ここからは報告事項に入ります。

報告第21号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第21号朗読】**

通知は10ページ7件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局 整理番号35番については、耕作者の労働力不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号36番と37番は同一の案件です。地権者が耕作管理するため、合意解約しました。整理番号38番については、耕作者の労働力不足による規模縮小のため、合意解約しました。整理番号39番については、経営継承による耕作者の変更のため、合意解約しました。整理番号40番については、JA清水が営農指導員の研修圃場・試験圃場として賃借していましたが、圃場管理が困難になっ

たため、合意解約しました。整理番号41番については、中間管理事業に切り替えるため、合意解約しました。

議長 ただいまの報告第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第21号を終わります。

次に、報告第22号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第22号朗読】**

届出は12ページから17ページの57件がございました。その内訳は、4条の転用が16件、5条の転用が41件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が31件、賃借権設定が3件、使用貸借による権利の設定が7件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第22号を終わります。

次に、報告第23号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第23号朗読】**

届出は19ページから20ページの27件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第23号を終わります。

次に、報告第24号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第24号朗読】**

申出は22ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第24号を終わります。

次に、報告第25号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第25号朗読】**

申出は24ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号5は7月4日、整理番号6は7月25日に最適化推進委員と現地確認を

行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付いたしました。

議長 ただいまの報告第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第25号を終わります。  
 以上をもちまして、静岡市農業委員会第6回総会を閉会いたします。